

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道虻田郡ニセコ町

### 2 構造改革特別区域の名称

ニセコ町ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北海道虻田郡ニセコ町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置概要

ニセコ町は、北海道の南西部東経 140° 48'、北緯 42° 52'、後志地域中央部の羊蹄山（えぞ富士）西麓に位置している。地形は周囲を山岳に囲まれた波状傾斜の丘陵盆地を形成しており、東西に 20 km、南北に 19 km の広がりをもつ。

町の面積は 197.13 k m<sup>2</sup> で、そのうち 132.01 k m<sup>2</sup> (67.0%) が山林原野、次いで、農地利用 28.35 k m<sup>2</sup> (14.4%、内訳は水田 6.64 k m<sup>2</sup>、畑 21.71 k m<sup>2</sup>) となっている。また「清流日本一」に数度認定を受けている一級河川尻別川が町を東から西へ横断する形で流れ、良好な自然環境が保持されている。

#### (2) 気候

気象条件は概して内陸性気候を呈し温和であるが、東に羊蹄山 (1,898m)、北にニセコアンヌプリ (1,308m)、南に昆布岳 (1,045m) があり、冬期は積雪が多く平年で 160 cm、多い年には 230 cm にも達する豪雪地帯である。また、自然条件に恵まれており、支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹小樽海岸国立公園の一角をなし、ニセコ連峰を中心に四季を通じて観光客が訪れている。特に冬季は、近郊町村と構成しているニセコ地域地形的条件と相まってスキーのメッカとして広く知られている。

#### (3) 人口

直近の人口は 4,861 人（平成 26 年 8 月末住民基本台帳）である。過去からの人口動態については、1920 年（大正 9 年）から 1940 年（昭和 15 年）までは減少、一時戦後に増加したものの、全国的に都市部への人口移動が顕著化し始めた 1960 年（昭和 35 年）頃から再び減少し、1980 年（昭和 50 年）には 4,567 人と、1920 年の半分以下となった。以降、横ばい状態が続いていたが、2010 年調査では 4,823 人とやや微増となっている。しかし、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」では、2040 年までに緩やかに減少していくと想定されている。

#### (4) 産業

平成 22 年の就業人口は 2,309 人で、産業別には第 1 次産業が、491 人 (21.3%)、第 2 次産業 226 人 (9.8%)、第 3 次産業が 1,592 人 (68.9%) となっている。

古くから農業が盛んであったが農作業の機械化や農地の規模拡大もあり、第 1 次就業従事者は減少してきている。その反面、高度成長期以降のスキー場開発以降、観光業を主とする第 3 次産業の従事者は増加している。

#### (5) 地域づくり

ニセコ町では、情報公開と住民参加を基本にまちづくりを進めている。平成12年には全国初の自治基本条例「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定し、それまで進めてきたまちづくり手法をルールとして制度化している。

現在「ニセコ町第5次総合計画 環境創造都市ニセコ」（平成24年度～35年度）により自然環境やエネルギー循環に配慮しつつ継続して住みやすいまちづくりを進めている。

#### (6) 外国人観光客の激増

良質なパウダースノーといった地域資源を有するニセコエリアのスキー場環境が世界のスキーファンに発信されたことがきっかけとなり、外国人観光客が激増している。

平成25年度のニセコエリアの外国人延べ宿泊数は382千人泊で、同エリアの10年前と比較し、実に28倍の宿泊数を記録している。これは、北海道内でも札幌市に次ぐ入り込みであり、地域にはこれまでに無い規模の商圈が拡大している。平成26年7月、ニセコ町をはじめ隣接する倶知安町、蘭越町を加えた3町のエリア（以下「ニセコエリア」という。）が「ニセコ観光圏」として認定を受けたことから、今後、更に行政界を越えた広域の観光振興を進めていくこととなっている。

#### (7) 規制の特例措置を講じる必要性

外国人を引き付けるニセコ町の魅力は、自然環境以外に新鮮な食がある。特にオーストラリアを中心とした来訪が多いニセコエリアにおいて、新鮮な地元食材とワインには、強い関心とニーズがある。地元食材は、農産物直売活動の促進や農家レストランの起業などにより、継続的に活用されている。一方で外国人の食生活にとって欠かせないワインについてはこれまで、地元ワイナリーは無く、大きなニーズがありながらビジネスの好機を逃していた。

このような中、農業者がニセコ町内でワイナリーを立ち上げ地域振興を図ろうとする動きがある。これを支援し、多様な農業経営スタイルの実現と、ニセコ町での新たなブランド品目の創出、延いては農業振興のために、規制の特例措置を活用し、初期投資の少ない小規模な施設で酒類の製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

ニセコ町では現在ニセコ町第5次総合計画で「環境創造都市」をテーマに掲げ各種政策を推進している。また、平成26年3月には環境モデル都市に選定され、低炭素社会の実現、資源・エネルギーの循環、環境保全の考えを産業振興上でも欠かせないキーワードとして位置づけている。

一方、本町はこれまで、主に冷涼、豪雪地域に位置する気候条件からワイン原材料であるブドウづくりには適さない地域との認識があり、少量のイチゴ等を除き果樹生産については、ほとんど実績が無い。

このような中、今回該当の事業者は平成20年から醸造用ブドウの作付を開始し、その後徐々に圃場面積を広げ、今回で5年目の収穫期を迎える。地道な研究及び試験は、栽培条件が厳しいニセコ町内でも一定品種のブドウについて、ワイン醸造に必要な品質を十分確保できることを証明する結果となった。さらに、「有機栽培」によるブドウ栽培への取り組みは「環境創造都市」を標榜する本町の取り組みと相まって、高品質で安全・安心なオーガニックワインづくりの重要な基盤となり始めている。冬季山岳リゾートとして世界でもその名が知られるニセコエリアにおいて、産業振興と環境保全の両視点を踏まえた今回の取り組みにより

本物志向の地元ブランド商品が誕生する。この取り組みは、農業者にとって多様で魅力ある経営スタイルの提案となり、新規就農を促進すると共に、新たな商圏(外国人を中心とした長期滞在者等)を開拓・拡大することにもつながり、本計画の意義は大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することで、ワイン醸造事業の初期投資額が大幅に削減でき、本町でこれまで自然環境が不適とされ、栽培されてこなかった果樹生産の普及、さらにワイン醸造・生産・販売といった新たな第2次産業、第3次産業拡大へのチャレンジが始まる。

このチャレンジがきっかけとなり、多様な農業形態の導入、新規就農者の増加、中山間地域特有の緩斜面に広がる農地の新たな利用展開、地域産品の研究・生産などが一層促進され、雇用増と経済循環、景観の大幅な改善による地域の魅力の向上が図られる。

また、ニセコエリアには海外からの観光客も多く来訪しており、こだわりを持った地ワインの提供が旅の重要な要素である「食」の充実と直結する。食の充実は、他の様々な要素を牽引し、総体的に観光の満足度を向上させ、リピーターや口コミにより、更なる来訪者の獲得に結びつくなど、地域に広く経済波及効果をもたらすことが期待できる。また、年間延べ38万人泊もの外国人旅行者（主に長期滞在者）の存在は、国内の観光地において希少な市場であり、ニセコ町独自の強みでもある。

本町においては、これらの取り組みが「環境」を基本に据えた「クリーン農業の実践」をさらに推し進めることにつながる。このため、特例措置によりニセコ町のブランド価値を一層高め、独自の商業圏域を拡大し、地域経済の活性化とクリーン農業の両立を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の開発(特定酒類の製造等)で、観光満足度と観光消費額の拡大を目指す。

「食」は観光満足度の重要な要素であり、新たな地元産酒類の提供により、総合的な観光満足度を押し上げる。

本町では、米生産者組合による唯一の地元産日本酒ブランド「蔵人衆」の生産が好調で、人気が高い。また商工会青年部の起業による地元産「ニセコビール」が今年8月に製造を開始した。今回の地元産ワインの製造により、多様な酒類が整い、ニセコ産酒類の一層のブランド化が進む。

### 【来訪者の満足度・旅行消費額】の目標

	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
●来訪者満足度(夏)	%	59.1	59.5	59.8	60.2	60.5	60.9 (60%以上)
●来訪者満足度(冬)	%	80.2	80.7	81.2	81.6	82.1	82.6 (80%以上)
●旅行消費額(夏)	千円	20.6	21.0	21.4	21.8	22.2	22.7 (10%増)
●旅行消費額(冬)	千円	58.7	59.9	61.0	62.0	64.0	64.6 (10%増)

※「ニセコ観光圏整備計画(ニセコ町、倶知安町、蘭越町)」から引用。(主たる滞在促進地区)

(2) 多様な経営スタイルの実現による新規就農者の増加

本町は、中山間地域に指定されているとおり、傾斜・飛び地など各種条件不利地が多く、

高額農業機械のコストパフォーマンスが著しく低いなど、農業経営は厳しい環境と言わざるを得ない。しかし、国営緊急農地再編整備事業の実施や、道の駅での農産物直売、農家レストランの起業成功など明るい兆しもある。今回の特区により、中山間地域特有の緩斜面に中小規模農地が広がり、その利用が拡大する。また新たな農産物の加工・高付加価値化を目指す農業経営スタイルが実現し、新規農業参入や商業経営者の新規参入が後押しされる。

**【新規就農者】目標**

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
新規就農者数	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

**【ニセコ町商工会加入会員数】増加目標**

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
ニセコ町商工会 会員数	159 人	166 人	170 人	174 人	178 人	183 人

(3) 環境にやさしく安全安心でおいしい農畜産物を充実させる

化学肥料や農薬の量を減らして、環境にも健康にも優しい安全・安心な農畜産物の種類を増やす。

**【クリーン農業の現状に対する評価（目指そう値/第5次ニセコ町総合計画）】目標**

	H24 年度	H27 年度	H31 年度	H35 年度
目指そう値	44 点	70 点	80 点	90 点

※ 目指そう値＝クリーン農業の現状に対する評価／100 点満点（定期アンケートにより実施）

**8 特定事業の名称**

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

709 (710) 特産酒類の製造事業

## 【別紙】

### 1. 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

北海道虻田郡ニセコ町の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準（6キロリットル）を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これによって、新しい農産物加工品の創造と農家の主体的・能動的な活動の促進が図られる観点から、当該特例措置の適用が必要であると考えらる。

なお、当該特例措置により、酒類免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

## 【別紙】

### 1. 特定事業の名称

709（710）特産酒類の製造事業

### 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定された農産物(ぶどう、メロン、いちご、さくらんぼ、ブルーベリー)を原料とした果実酒、地域の特産物として指定された農産物（ぶどう、メロン、トマト、いちご、じゃがいも、さくらんぼ、ブルーベリー）を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

### 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4. 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

北海道虻田郡ニセコ町の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記2に記載の者が、果実酒又はリキュールの提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

### 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が地域の特産物として指定する農産物（ぶどう、メロン、いちご、さくらんぼ、ブルーベリー）を原料とした果実酒、地域の特産物として指定する農産物（ぶどう、メロン、トマト、いちご、じゃがいも、さくらんぼ、ブルーベリー）を原料としたリキュール又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、農業者の経営多角化、新規就農者の増加、新たな地域ブランドの創出が図られ、地域活性化と産業の持続性が確保される。

なお、当該特例措置により、酒類免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

町は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。